

村山市監査委員公告 第 22 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 12 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

1. 監査の対象 福祉課
2. 監査の期間 令和 7 年 11 月 25 日から令和 7 年 12 月 12 日まで
3. 監査の範囲 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

【指摘事項】

■調定について

調定手続きが調定すべき日から3か月を超えていた。歳入調定について、速やかに処理されたい。

- ・遺体搬送実費徴収金等（22-5-5-3 雜入）2件

■各事業における決定通知書及び確定通知書の様式見直しについて

当該様式について検討したところ、村山市文書管理規程等で定める様式と相違している。国または県事業に準じたなど別段の理由がない限り、見直しを要すると認められる。

村山市文書管理規程第27条第2項に規定される、本文末尾への主管課係名の付記がなく、付記に代わる添書もない。村山市で定める基本書式に則り、様式を見直されたい。

【注意事項】

■緊急通報体制等整備事業について

納期限までに納付していない使用者に対し、文書での督促を行っていないことが認められた。地方自治法施行令第171条及び市財務規則第49条に則った、適正な事務処理に努められたい。

■遺体搬送実費徴収金等の債権管理について

債権の収納促進が図られていないものが認められた。行旅病人及び行旅死亡人取扱法第15条第2項により、市税滞納処分の例により対応されたい。